

平成30年度 第2回（通算3回目） 福祉ひろば（地域福祉）専門委員会

日時：平成31年3月19日（火）13：30～15：30

場所：松本市役所 第2委員会室

会議事項および発言要旨

（1） 第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

（説明：松本市社会福祉協議会）

- ・地区活動の見直しと推進に「行動デザイン（ロジック・モデル）」手法は有効か。
→ 「行動デザイン」で描けるのは大まかな設計図なので、具体的な事業計画に落とし込むためにもう1段階の作業が必要になる。
- ・「行動デザイン」手法に限らず、地区活動を可視化して共有することが重要。
- ・地区活動の成果や課題は、各地区福祉ひろば事業の成果や課題とも言えるため、地区社協と地区福祉ひろばの活動を合わせて評価するべき。また今後は社会福祉法人をはじめとする民間団体の取組みも把握する必要がある。

（2） 第2層生活支援コーディネーター（地区生活支援員）の配置について（説明：高齢福祉課）

- ・地区生活支援員はどのような人材を充て、どのように教育するか
→ 地区生活支援員に専門資格などは求めず、福祉の専門知識は1層で担保する。
今回採用する人材のほとんどは、地域福祉活動に関する経験がある。
- ・地域の色々な行事に顔を出し、存在を知ってもらうことから始める必要がある。
- ・現場に出るだけではなく、ボランティアさんなどと良い関係を築くことが重要。生活支援サービスや通いの場の運営を行うのは、地区生活支援員本人ではない。
- ・つなぎ方は個別ケースごとに異なるので、必ず現場に出る必要がある。また、つなぎ方の反省も必要になることから、生活支援コーディネーターはボランティアでなく業務であるべき。
- ・初年度配置地区は注目されるが、安易に単年度での成果を求めるべきではない。
- ・国が求める生活支援コーディネーターの役割は、松本市においては福祉ひろばコーディネーターの役割であった。であれば、席は福祉ひろばの事務室に置いた方が住民に対して親切である。
- ・民生委員やボランティアの方は地域づくりセンターよりも福祉ひろばに出入りすることが多い。
→ 民間団体も視野に入れて活動する必要があることから「地域づくりセンターに配置」としたが実際の活動の様子を見て検討していく。

（3） 松本市避難行動用支援者名簿に関する条例の概要に対するパブリックコメント等の結果について（説明：福祉計画課）

- ・生きづらさから地域とのかかわりを避けている障害者もいる。